

生物多様性 COP15開催直前の 議論と注目点

～ IUCN リーダーズフォーラム参加報告～

たなか りえ
田中 里枝

株式会社日本経済研究所国際本部海外調査部 副主任研究員

おおば
大場みなみ

株式会社日本経済研究所国際本部海外調査部 研究員

はじめに

2022年10月13から15日、国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature : 以下、IUCN) が生物多様性に関連する機関のリーダー層を対象としたハイレベル会合「IUCN リーダーズフォーラム」を韓国済州島で開催した。12月のカナダ・モントリオールでの生物多様性条約 (Convention of Biodiversity : 以下、CBD) 第15回締約国会議 (以下、COP15) 第二部開催まで2ヶ月を切る重要な局面で、エリザベス・ムレマ CBD 事務局長をはじめ各国の環境大臣、企業や金融機関の代表など多くのキーパーソンが参加した。愛知目標の後継となるポスト2020生物多様性枠組 (Global Biodiversity Framework: 以下、GBF) の策定に向けた課題と展望が議論された。本稿では、フォーラムでの議論を基に COP15に向けた現状と今後の注目点についてレポートする。

1. 「IUCN リーダーズフォーラム」

開催概要

IUCN は、1948年に設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される世界最大の自然保護ネットワークで、絶滅危惧種レッドリストの作成など、生物多様性保全のための活動を行っている¹。IUCN はこの度、関連機関のリーダー層を対象とした「IUCN リーダーズフォーラム」を初めて開催し



写真1 IUCN リーダーズフォーラム会場となった
済州国際コンベンションセンター

韓国政府の全面的なバックアップの元、世界自然遺産にも登録されている済州島で開催された。会期中は終始、韓国政府の環境分野に注力する姿勢が強くアピールされていた。

た。「ネイチャーポジティブな社会・経済の形成 (Building nature-positive societies and economies)」をテーマとし、GBF の焦点とされる「2030年までのネイチャーポジティブ」実現に向けた課題や、セクター毎のアプローチ、気候変動との統合的な対応などについての議論が行われた。

2. ネイチャーポジティブの定義と アプローチ

2020年9月の国連生物多様性サミットで、失った生物多様性を2030年までの10年間で回復するために10の行動²を取ることを約束する「リーダーによる自然への誓約：Leaders Pledge for Nature」が発足し、これまでに日本を含む94カ国が署名した

¹ 約1,200の組織 (200を超える国家、政府機関、900を超える非政府機関) の会員を持ち、世界160カ国から約11,000人の科学者・専門家が、6つの専門家委員会に所属し、活動を支えている。本部はスイス・グラン。

² グリーン・リカバリー、野心的な国際枠組の実行、統合的な説明責任の強化、持続可能な生産と消費への変革、気候変動対策、環境犯罪の撲滅、生物多様性の主流化、ワンヘルス、金融の変革、社会全体との協働。



【田中里枝氏のプロフィール】

みずほ銀行、社会的インパクト投資機関、ILO 駐日事務所を経て2021年より現職。モンレー国際大学院修士（MPA）、筑波大学第三学群国際総合学類卒。ESG・SDGs（気候変動、生物多様性、人権等に係る政策・企業動向等）関連調査に従事。



【大場みなみ氏のプロフィール】

新日本有限責任監査法人を経て2017年より現職。カリフォルニア大学バークレー校政治経済学部卒。ESG・SDGs（気候変動、生物多様性）、海外産業調査等に従事。

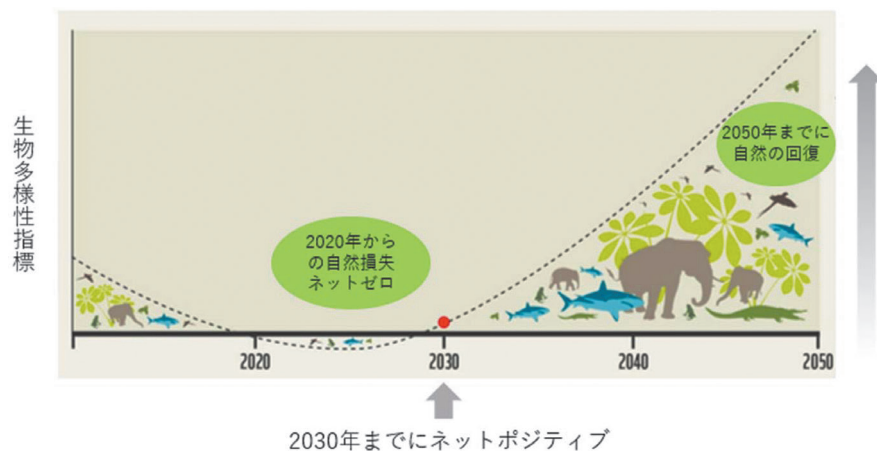
(2022年11月1日時点)。また2021年6月、英国コーンウォールで開催された主要7カ国首脳会議（G7）において、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる「2030年自然協約（Nature Compact）」が採択された³。

このようにグローバルに賛同が広がりつつある「ネイチャーポジティブ」というコンセプトは、GBFでの協議においても焦点とされている。一方、生物多様性の状態や変化を定量的に測定・報告する手法については各機関にばらつきがあるのが実態で

あり、一貫的な方法の確立が急務とされる。そもそもネイチャーポジティブとはどのような状態を指し、何を基準に評価するのか、また、ネイチャーポジティブに関する国際的な共通定義、目標のベースライン・タイムラインを設定すること、ポジティブ・ネガティブいずれの生物多様性の変化も測定するアプローチを明確にすることが喫緊の課題と指摘された。

IUCNは会期中に、独自のネイチャーポジティブアプローチに関するワーキングペーパーを公表し

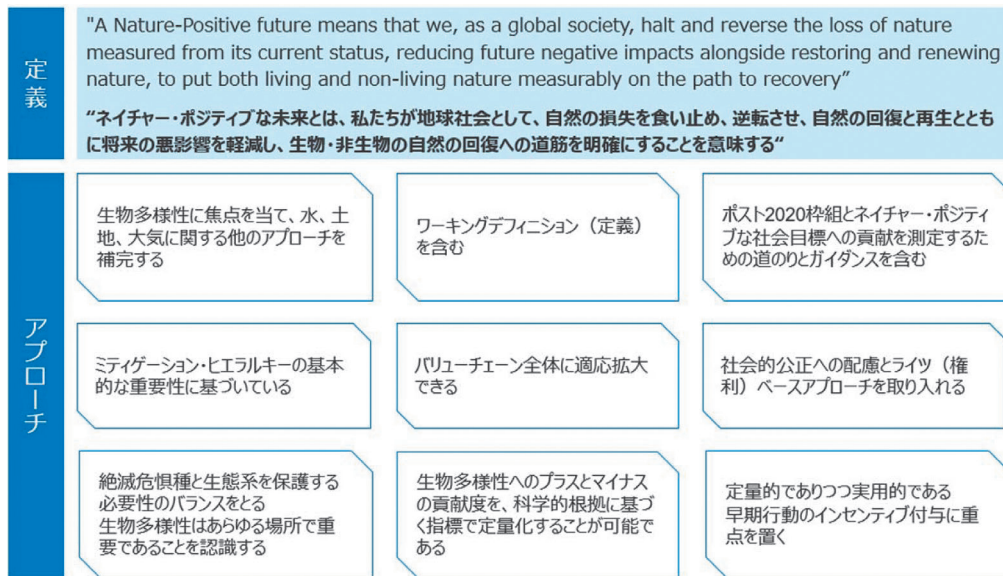
図1 ネイチャーポジティブのコンセプトイメージ



出所： <https://www.naturepositive.org> を基に筆者作成

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200085.pdf>

図2 IUCNのネイチャーポジティブアプローチ



出所：IUCN (2021) Towards an IUCN nature-positive approach: a working paper を基に筆者作成

た。同アプローチは、関連する国際基準やガイドライン（レッドリストやSTARメトリクスなど、IUCNがこれまでに開発したツールや調査データを含む）に基づいたもので、生物多様性や生態系へのフォーカスだけでなく、社会・人権への配慮なども含むこと、バリューチェーン全体への適用拡大を目指すことを奨励している。

IUCNの定義やアプローチがどれだけCOP15における協議に影響を及ぼすかは定かではないが、エリザベス・ムレマCBD事務局長は「IUCNのアプローチは今後の議論に向けた重要なインプットである」とコメントしており、GBF策定プロセスに何等かのインパクトを与える可能性がある。

3. 気候と自然の統合、NbS

自然は人為的に排出されたCO₂の50%以上を吸収できるといわれている。自然そのものが気候変動の重要なソリューションであり、気候変動と生物多様性・自然損失への対応を統合（Climate-Nature Nexus）していくことが重要視されている。そこで注目されているのが、「自然に根ざした解決策（Nature-based

図3 NbSの概要図



出所：IUCN (2020) 自然に根ざした解決策に関するIUCN世界標準を基に筆者作成

Solution：以下、NbS)」というアプローチだ。NbSはIUCNが2016年に定義を提唱した比較的新しい概念であるが、EUの諸政策にも採用されるようになってきた。気候変動や災害、環境劣化といった社会課題を生態系保全を基盤としたアプローチで解決

することを旨し、特に気候変動緩和・適応に向けた活用が期待されている。

IUCNはGBFにNbSを含めるよう働きかけているが、その定義や基準がCOP15で合意され、正式にGBFに組み込まれるかどうかは定かではない。NbSの活用をより効果的に拡大させるためには、NbSがネイチャーポジティブ達成にどのように貢献できるのかを明確化することも重要となる。

4. エネルギー：企業によるネイチャーポジティブ実現のための取組み

エネルギーのセッションではエネルギー企業のTotalEnergies（仏）およびShell（英）が登壇し、自社のネイチャーポジティブ実現に向けた取組みを紹介した。

TotalEnergiesは、ネイチャーポジティブ実現のためには全てのバリューチェーンを見ていく必要があるとし、当社のサプライヤーが生物多様性のセンシティブエリアで事業を行っている場合は生物多様性のアクションプランを作成し、同プランに基づいた活動を行うよう求めている。またマインドセットの変革に向け、従業員への啓蒙活動の必要性を訴えた。

Shellは2003年より自然保全の取組みを本格化しており、世界自然遺産に登録された地での石油・天然ガスの探鉱・開発事業を行わないことをコミットメントとして掲げている。2021年には新たに生物多様性、水、サプライチェーンなどに関して追加のコミットメントを発表した。また、カナダの自然保護グループとコラボレーションも積極的に進めており、ネイチャーポジティブ実現のためには一社単独で活動するのではなく、業種の垣根を超えた抜本的なコラボレーションが必要であると発言した。

Green Whale Global（韓）は石油由来製品を使わないという選択肢もあるとして、当社のバイオプラスチック製品をアピールした。当社は植物のキャッ

サバを原料としたバイオプラスチック製品を開発しており、石油を原料としないだけでなく、キャッサバの水が少なく育つというエコフレンドリーな特性を活かして製品開発を行っている。

5. 農業：セクター単体ではなく、フードシステム全体での取組みが重要

温室効果ガス排出量の30%、森林破壊の80%が農業に起因しているとされ、農業分野への責任が強く問われている。生産的な農業を促進するために、単に農業だけの視点を持つのではなく、フードシステム全体での改革が必要だという声が上がった。具体的には小規模農家の支援、金融へのアクセス、土地の利用およびアクセス、水へのアクセス、女性の権利向上、農業政策などが挙げられた。

また世界的に飢餓人口が拡大するなか、食糧安全保障も課題であり、国家の生産能力の強化が求められている。政府の役割として、規制の枠組を作り生物多様性の維持・保護や補助金の見直しを行うことが必要であると指摘された。

農業バリューチェーンで抱える問題は地域によって大きく異なり、個別の対応が求められる。農業に関する国際的なゴールを設定したうえで、各地域特有の方法で変革を進めていくこと、特に新興国へのサポートは重要とされた。

6. 若者のエンゲージメントの必要性

本フォーラムでは若者の参画も一つのテーマとなった。若者のネットワークGlobal Youth Biodiversity Network（GYBN）の代表を務めるメリーナ・サキヤマ氏は「多くの若者は利益追求型ではなく、社会課題解決を重視している。環境・社会への意識が高い若者の声を意思決定プロセスに参画させ、意見を取り入れるべきだ」と発言した。

フォーラムの開催期間中には、2日間に渡り若手

起業家によるピッチイベントも開催された。約3,500の応募の中から選定された10名の若手起業家がプレゼンテーションを行い、投資家に向けて自身のビジネスモデルのアピールを行った⁴。

発表されたスタートアップの事業は幅広く、例えば廃棄物となるオレンジの皮から繊維を製造する事業、生分解性のサニタリーナプキン事業、サンゴ礁保全のためのエコフレンドリーな粘土のタイルを3Dプリンターで製造する事業、およびユーザーがソーラーファームを共同所有可能なウェブプラットフォーム事業などが発表された。若者達の熱意あるプレゼンテーションに対し、質疑応答も活発に行われ盛況のうちに終了した。

7. ファイナンス：自然・生物多様性への資金動員拡大へ

ファイナンスも重要なテーマであり、自然・生物多様性関連ファイナンスを取り巻く現状と課題についても議論された。現在の気候ファイナンス市場に対して生物多様性へのファイナンス規模は小さく、2030年までの自然・生物多様性関連ファイナンスギャップは年間7,110億米ドルと試算⁵されており、そのファイナンスギャップの大きさが課題となっている。登壇した AFD サステナブル開発エグゼクティブディレクター Gilles Kleitz 氏は「気候変動対策の30%は自然が担うといわれている。気候ファイナンスのうち30%を、ネイチャーポジティブにむかわせるべきだ」とコメントし、AFDは2025年までに気候ファイナンスの30%に相当する、10億ユーロを生物多様性へのファイナンスに充当する計画であ

ると発表した。

開発金融機関の役割に関するセッションでは、日本政策投資銀行の原田取締役が登壇した。原田取締役からは、日本政府などと協働し、リスクをシェアすることで気候投資へのキャピタルアロケーションを拡大させる特定投資スキームや、自然・環境への取組みを評価し融資条件に反映させる環境格付融資、各支店を通じた国内地域との連携など、DBJの取組みが紹介された。

8. 情報開示：TNFDはベータ版 v0.3公開に向けて動く

情報開示に関するセッションでは、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）とカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（以下、CDP）がそれぞれの取組みを紹介した。

TNFDは自然に関するリスク・機会を開示するためのフレームワークを企業に提供するため、2021年6月に発足したタスクフォースで、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）の自然版といわれている。金融安定理事会（GSB）が主導したTCFDとは異なり、TNFDは民間主導の国際イニシアティブではあるものの、主要国政府（G7、G20）からのサポートを受け、科学的根拠に基づいており、任意採用であることがTCFDとの共通点として挙げられる。TNFDはこれまで複数回にわたって開示フレームワークのベータ版を公表し、その都度フィードバックを募るオープンイノベーション方式を採用している。最終ガイダンスは2023年9月に公表される予定だ。

⁴ 審査員はハーバードケネディスクールディレクターの Edward Cunnigham 氏、および IUCN アカデミーディレクターの Valérie D'Hoedt Meyer 氏の2名が務めた。

⁵ Paulson Institute (2020) Financing Nature: Closing the Global Biodiversity Financing Gap
https://www.paulsoninstitute.org/wp-content/uploads/2020/10/FINANCING-NATURE_Full-Report_Final-with-endorsements_101420.pdf

TNFD に賛同する CDP は、2022年に新たに追加した生物多様性に関する質問を含め2025年までに全ての対象領域（気候変動、生物多様性、海洋、土地利用 など）に係る質問書を作成する予定だ。TNFD のナレッジパートナーとしてフレームワークの開発にも携わっている⁶。エリザベス・ムレマ CBD 事務局長は、政府が、自然関連リスク開示を企業に求めていく必要性を訴え、自然情報開示の義務化の重要性を強調した。

9. 自然関連情報開示の義務化に向け、企業の働きかけが加速

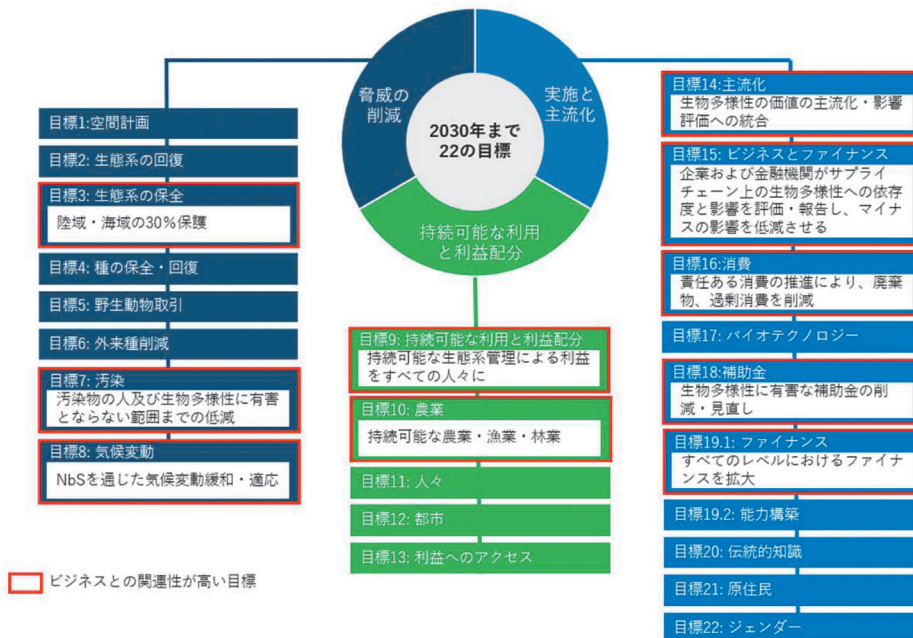
自然関連情報開示に関しては、ビジネスサイドで義務化に向けた動きが加速している。10月26日、生物多様性・自然資本に関する企業連合 Business for

Nature は、COP15に向けて大企業および金融機関の自然関連情報開示の義務化を求めるアドボカシーキャンペーン「Make It Mandatory Signatory Actions」を開始した。

2022年11月18日現在、本キャンペーンへの賛同企業は BNP パリバ、ユニリーバ、H&M などグローバル企業を中心に世界52カ国、330社以上、売上総額約1.5兆ドルに上る（日本からも富士通、キリン、三井不動産、NTT データ、サントリー、住友林業ら複数の企業が参加）。取り纏められた署名は COP15のオープニングセレモニーにおいて、企業からの声として大々的に公表される予定だ。

Business for Nature は、COP15に向けて各国政府・機関がそれぞれの戦略策定を詰めていくタイミングで、こうしたビジネス界からのキャンペーンを

図4 ポスト2020生物多様性枠組ドラフトにおける目標案



出所：CBD 資料を参考に筆者作成

⁶ CDP は英国の環境 NGO であり、企業に対して気候変動の取組みや温室効果ガスの排出量に関する公表を求める活動をしている。2022年には約2万の組織が CDP の質問書を通じて企業の活動を開示した。

行うことで、GBFでの合意内容に影響力を持たせることを狙っている。

現在CBDが公表しているGBFのドラフトには、ビジネスに関する目標が多く含まれており、中でも自然関連情報開示の義務化に係る目標15はビジネスへの影響が大きいと見られ、主要な争点の一つと目される。本キャンペーンがGBFでの合意にどこまで影響を及ぼすのか、大いに注目される。

10. GBF交渉の現状「未だ9割未確定」

COP15で新たに策定されるGBFは、その後の政策決定や開示規制などに影響を及ぼす可能性が高く、気候変動におけるパリ協定と同様の意義を持つとみられている。2015年のパリ協定の採択以降、気候変動への取組みやファイナンスが一気に拡大したように、GBFで野心度の高い目標に合意できれば、自然・生物多様性への取組みやファイナンスを加速することができるかと期待されている。

一方、エリザベス・ムレマ CBD 事務局長はフォーラムにおいて、「GBFドラフトの全22目標のうち、内容が固まっているのは2つのみで、9割はまだ未確定の状態である」と言及していた⁷。COP15開催まで2ヶ月を切った段階で多岐にわたる論点が残されており、限られた時間で約200の署名国・機関全てが合意する内容にまとめ上げるのは至難の技とみられる。ムレマ事務局長の「カナダでの交渉に向けて、オープンマインドで柔軟な姿勢を持って臨んでほしい」という悲痛な訴えとともに、フォーラムは幕を閉じた。

終わりに：COP15は生物多様性における「Paris Moment」となるか

新型コロナウイルスの影響などでCOP15の開催が2回延期となり、GBF策定・合意の目処が立たないなかで、カナダのモントリオールで12月に開催されるCOP15に先立ってIUCNリーダーズフォーラムが開催された意義は大きい。コロナ禍にも関わらず、CBDの事務局長をはじめ主要なリーダーがオフラインで顔を合わせた本フォーラムは、COP15に向けた貴重な事前交渉の場になったとみられる。しかしフォーラムでの議論は、用語の定義や長期的に目指すべき方向性など具体性に欠ける内容が多く、そのスピード感に危機感を覚えざるを得なかった。

「気候変動と自然はコインの表裏」と言われ、自然・生物多様性への注目度はかつてなく高まっている。COP15におけるGBFの採択が今後の政策や企業活動に与える影響は大きく、各国政府・機関による野心度の高いコミットメントへの合意が期待されている。一方で、先進国から途上国への資金動員や、企業の自然関連情報開示、政府による生物多様性に有害な助成金の規制など、溝が深い議論も多く残されている。COP15で新たな枠組が誕生し、生物多様性における「Paris Moment（パリ合意のような歴史的瞬間）」を迎えられるか、今後の議論の進展が大いに注目される。

⁷ 事前協議の段階で、目標12（都市における緑地・親水空間に関する目標）および目標19.2（保全等に関する能力構築に関する目標）案の書きぶりについては全ての国が合意している。